

平成27年第1回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時35分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 菅井 勉 君
生涯学習部

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君
農事 事務局

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 事務局 局長 穴田 義文 君
監査課

事務局出席者

議会事務局 局長 石川 敏 君 議会事務局 局長 浅利 知 充 君

議会事務局 局長 前畑 美香 君 議会事務局 局長 檜木 孝士 君
議会事務局 主任 主事

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。13番 国忠崇史議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。1番 谷口隆徳議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） おはようございます。

第1回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問を行います。

高齢者及び要援護者等の支援についての対応をお尋ねいたします。

まず1つ目には、超高齢化が進む本市において、ともに生き、支え合うまちづくりを目指すことを重要な項目として挙げられておりますが、特に情報伝達等のための地域コミュニティの必要が挙げられております。このことについては、自治会を初めとして取り組みが進められておりますが、その手段としてかなり多くの配布物や広報紙などが定期的あるいは不定期に配布物として家庭に届けられてきております。高齢者及び高齢者世帯の人たちはそれを逐一読み取ることができるのか、一方的になってはいないのか、現状の配布物が果たして有効な手段なのか、大いに疑問を感じるころでもあります。特に高齢者、障害者、生活困窮者等、支援を必要としている方々への伝達方法の検討や見守り態勢の強化など、現状把握や確認をきめ細かくしていく体制が必要であると考えます。高齢者への伝達や広報についての今後の取り組みの考え方をお伺いいたします。

また、高齢者や要援護者に対する取り組みであります。昨年朝日地区において生活困窮者が食料もなく1週間水だけで過ごし、衰弱している状況から救助され、九死に一生を得たことや、高齢者夫婦が病気で動けなくなる状況があり、たまたま親戚の方が見つけ、事なきを得たということを知っております。

孤独死の問題や孤立の問題が取り上げられている中で、このようなことがあってはなりません。市の制度や見守りなどの組織がありながら十分に機能していない実態があるのではないかと。絵に描いた餅となっていないか、再度高齢者、障害者、生活困窮者など、支援をしなければな

らない人たちに対して実情を点検するなど、地域住民の協力、連携を図ることや、自治会内の班体制をしっかりと機能させて、総力を挙げて状況の把握に努めることなどが必要であると考えます。

人に優しい福祉のまちづくりの中でもありますように、声をかけ合い、助け合う地域のつながりを大切にする施策をしっかりとつくり、取り組んでいただきたいと考えますが、見解を伺います。

2つ目には、健康長寿日本一を目指す施策が掲げられておりますが、やはり高齢化とともに病気になることが多くなります。人に優しい福祉のまちづくりとしての指針がある中で、特に認知症や高齢者にかかわる病気が増加傾向にあります。いずれにあっても人としての尊厳を守り、権利が尊重されなければなりません。地域挙げての対策が必要となります。そのための施策の一つとして、地区担当保健師制度の新設が行われるようですが、その目的と活動内容、更には地域住民との連携などについて、また現在の保健推進員や食生活改善推進員の活動とどのように連携を図るのか、支援者一人一人に寄り添う態勢をどのように考えていくのか、またどのような効果が期待されるのかをお伺いいたします。

3つ目には、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。

ここでは生活保護受給以外の生活困窮者に対する第二のセーフティネットの拡充を目的に支援を行っていくとされています。これは生活困窮者自立支援法が本年4月から施行されることに伴うものですが、この法律では生活保護受給者の増加に歯どめをかけるため、受給手前の生活困窮者への支援を目的にして、自立を促すのが狙いだとしています。福祉事務所が設置されている都道府県と市区町村に、困窮者等の相談窓口開設と離職で住居を失った人への給付金支給が義務づけられました。そこで、本市でこの取り組みについてどのくらいの利用があるのか、予定されるのか、被支援者の給付条件等について伺います。

また、支援事業として、1、就労に向けた訓練を行う就労準備支援、2、ホームレスに一定期間宿泊や衣食を提供する一時生活支援、3、家計管理の指導や貸し付けのあっせん等を行う家計相談支援、4、困窮家庭の子供への学習支援などが求められるとされ、厚労省は相談窓口が支援の入り口で各事業が出口であり、双方を組み合わせるとこそ効果が期待できるとされています。本市はこの支援事業について、国の補助事業でもありますが、自治体負担もあることから財政事情とも関連してくることになります。今後どのような方針でこのソフト事業に取り組んでいくのか、考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地区担当保健師の役割について答弁申し上げ、高齢者世帯などへの情報伝達や見守り活動、生活困窮者自立支援事業については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

本市においては、市民が生涯を通じて健康で安心して生活できる健康長寿日本一のまちづく

りを目指すため、平成26年4月に健康長寿推進室を設置し、各種施策を展開しています。その取り組みの1つとして、特に地域での保健活動が重要であるといった考えのもと、27年度から保健師の業務を今までの母子保健や成人保健といった業務担当制から地域ごとに総合的な保健活動を行う地区担当制、いわゆる地区担当保健師として推進することとし、またこれによって把握する地域におけるさまざまな健康課題に対する解決策を検討する組織として、市の保健師の代表者からなる統括保健師会議を設置する中で、制度導入に向けた準備を進めてきたところ

です。
そこで、現在までの取り組みについてですが、26年度の1年間を業務担当制から地区担当制とするための移行準備期間として、保健推進員と保健師が健康課題を共有するための学習会を開くとともに、地域の健康課題などを確認するため、自治会役員や民生児童委員、保健推進委員、食生活改善推進員と連携しながら市内5カ所において多くの自治会員の参加のもと、健康学習会を実施してまいりました。

また、モデル地区として実施した自治会においては、その後も地区を担当する保健師と地域住民が連携を図りながら継続的に学習会が開催されているところです。地区担当保健師の活動には市民と協働し、健康な地域づくりを進めていくため、地域を見る、つなぐ、動かすという3つの大きな役割があるものと考えています。

具体的に申し上げますと、1つ目の見るという活動は、担当保健師が家庭訪問や健康づくり活動等を通じて地域に入り、地区住民やその生活の場に直接かかわりを持ち、健康課題の実態を把握する役割であり、2つ目のつなぐという活動は、地区の保健推進員や食生活改善推進員と協力しながら健康課題を地域住民に周知することにより、地域住民とともに相互のかかわりが育まれるよう支援する役割であります。また3つ目の動かすという活動は、見る活動とつなぐ活動の積み重ねにより健康教室や学習会を通じて、住民みずからの主体的な活動を引き出し、地域全体で健康課題解決に向けた地域運動へと発展させていく役割であります。

市民の健康を守るということは、市民との協働によって健康な地域づくりを進めていくものと考えており、そのためには市民と行政が同じ方向に向かって、ともに歩んでいかなければなりません。したがって、27年度から本格的に活動する地区担当保健師が我が地区の保健師さんとして地区住民に親しまれ、市民とともに考え、活動し、健康長寿日本一を目指したまちづくりを進めていくための大きな役割を果たしていけるよう万全を期して取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から高齢者世帯などへの情報伝達や見守り活動、及び生活困窮者自立支援事業についてお答えいたします。

初めに、高齢者世帯及び要支援者への情報伝達についてであります。

少子高齢化の進行や核家族化、更には単身世帯の増加などにより高齢者を初め、支援を必要

とする市民のニーズは多種多様化しております。いつまでも住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、情報の伝達や地域コミュニティづくりは重要なことと認識しているところであります。

そこで、士別市における情報伝達については、市の広報紙やホームページ、フェイスブック、さほっちメーサー、動画配信を通じての情報発信のほか、新聞記事への掲載などを活用し、行っております。特にホームページにおいては、高齢者や障害者を含む全ての市民が平等に情報を入力し、利用できるように読み上げ機能や文字の拡大、文字色反転の機能を拡充するなど、障害特性に対応した機能の充実を図っているところです。しかしながら、高齢者や障害者などに対する紙面を通じた情報伝達においては、谷口議員御指摘のとおり、多くの配布物の内容を全て理解するのは難しい場合もあると考えられますことから、チラシやパンフレットなどの配布物には、できるだけわかりやすい表現や文字の大きさなどに配慮するとともに、漢字には振り仮名をつけるなど、情報が正確に伝わるよう工夫を凝らしているところです。

また、毎年行っている地域担当職員や在宅介護支援センターなどによる70歳以上の高齢者実態調査の際に、日常生活での困り事の聞き取りにあわせ、高齢者に関する各種サービスの相談窓口の情報提供を行うとともに、民生児童委員や市内のケアマネジャーとの日常的な連絡や地域ケア会議などにより要支援者に必要な情報が行き渡るよう心がけています。

更に、障害者についても、市が委託している相談支援事業所や当事者やその支援団体からなる自立支援協議会の支援部会などとの連携により、人から人への情報伝達ができるよう意を配しているところです。今後も支援の必要な方が必要なサービスや支援を適切に利用できるよう、必要な情報をわかりやすく伝えていくことはもちろんであります。行政からの一方通行の情報伝達にならないよう社会福祉協議会や民生児童委員、更には市民同士の情報伝達の促進に向け、地域の支え合い活動を進めてまいります。

次に、高齢者や要援護者に対する見守り等の取り組みについてであります。士別市における見守りの体制は、自治会が行う見守り活動が平成24年度から開始されており、今年度後期で、この取り組み自治会は71自治会中52自治会となっており、374人の方に直接訪問や電話等により見守りをしていただいています。この見守り活動の対象者は65歳以上の方で、高齢者実態調査の際に、見守り活動の対象者に御承諾いただいた方や民生児童委員が、災害等が発生した場合に、支援を必要とした方を搭載した名簿から各自治会の話し合いによって判断されており、年に2回、当該自治会に名簿を提供しています。

また、25年12月からは市内の事業所の見守り活動に協力していただいております。現在72事業所に協力事業所として登録をいただき、日ごろの活動の中で気になる高齢者等がいた場合に、連絡をいただくようになっています。この事業により、現在までに2件の連絡があり、救命にかかわる事案も発生しておりますことから、今後もより多くの事業所の協力が得られるよう事業の普及啓発とその体制整備に努めてまいりたいと考えております。

こうした見守り活動や地域サロン活動、更には社会福祉協議会において取り組みを進めてい

る小地域ネットワーク事業などの取り組みを通して、市民の見守り活動に対する意識も向上してきており、さまざまな場面で自治会を初め、地域の方々の見守り態勢があったからこそ早期の発見に結びついたケースもあったところです。

今後も、高齢者や障害者など、全ての市民が安心して暮らしていけるよう身近な地域での支え合いや助け合いを推進するため、あらゆる機会を通じて第3期地域福祉計画の理念の普及啓発を図り、市民を初め、民生児童委員や社会福祉協議会、自治会、ケアマネジャー、サービス提供事業者などと連携しながら、人に優しい福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に、生活困窮者自立支援事業についてであります。

生活困窮者自立支援法は、谷口議員お話しのとおり、生活保護に至る前の生活困窮者の早期自立を目指すことを目的に、27年4月1日から施行されるもので、これに伴い本市においても1人の専任相談員を配置する中で、法律の必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業の2事業を実施することとし、現在その準備を進めているところです。

そこで、本事業の利用見込み数についてであります。自立相談支援事業については国のモデル事業の状況や本市の生活保護の相談件数などから判断しますと、月に1～2件ほどの相談支援の申し込みがあるものと考えております。

一方、住居確保給付金支給事業については、現在生活保護制度で行われている住宅支援給付事業とほぼ同様の制度であり、現行制度でこれまでの利用実績はないことから、新たな制度においても利用者は少ないものと考えています。

また、住居確保給付金支給事業は、離職等により経済的に困窮し、住むところを失った、または失うおそれのある方に対し、安定した住居を確保しながら就労による自立を促すため、原則3カ月間の家賃の一定額を給付するもので、その支給対象者の要件としては、申請日において65歳未満であって、離職等の後2年が経過しておらず、世帯の生計を維持している方となっており、更に支給要件として収入要件、資産要件、受給期間中の就職活動要件があり、例えば単身世帯では申請月の収入が10万6,000円以下で、かつ金融資産の合計額が46万8,000円以下、加えてハローワークに求職の申し込みをしていることが条件となっています。

次に、各種支援事業の今後の方針についてであります。国では本市が27年度に実施予定の2つの必須事業のほかに、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子供への学習支援の4つの事業を任意事業として設定しています。これらの事業を市の財政事情を勘案しながら、効果あるものとして展開していくためには各種事業のニーズ量を適切に把握した上で、その計画的な整備の方策を考えていく必要があるものと考えています。したがって、27年度においては、まずは必須事業である生活困窮者自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業を市の関係部局はもとより、ハローワークや社会福祉協議会などの関係機関との緊密な連携のもと、生活保護制度や障害者支援制度、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業など、既存の支援制度を最大限活用しながら実施するとともに、任意事業の整備も視野に入れながら、生活困窮者の自立支援に当たってまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁をいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 今、お答えいただきました。再質問という形になりますかどうかわかりませんが、ちょっと質問させていただきたいと思います。

見守りの件なんでありませけれども、いろいろな家庭で、相手が許可といいますかお願いがなかったら、今、いけないということをおっしゃいましたけれども、お願いしなくても、やっぱり見守りというのは大事なかなというふうに思うんですが、制度とかいろいろな組織とかはきちっとなっている部分というのはよくわかるのでありますけれども、それ以外に、私も職業上いろいろと回っておるんでありますけれども、手が届かないというか、そういう部分というのはかなり見受けられるような気がするのであります。そういう中で、どっちかという、組織制度というのはきちっとしていることもありますけれども、自治会、あるいは班内の、隣同士の見守りというか、伝達方法というか、ちょっと「こんにちは」というふうな部分というのは、私は必要でないかなと思うんですよね。

ですから、電話がかかってくる、よく道路で会ったりしますと、いろいろなことを聞かれたり、いろいろなことで相談されることがいっぱいあるわけでありませますから、同じ班内の組織をもう少し活用できないかなと。お隣同士ですよ、お隣同士で何とか、自治会から班内に少し制度をおろして、隣同士がお互いに見守り合うという制度に、少し変えていただければ、大層な組織は必要でないのではないかなというふうに、私は気がするわけでありませ、その辺のことについて、もう少し班体制を充実させていとか、回覧板はしょっちゅうではないですけれども、隣同士が出歩いているという場合がよくあるわけでありませ、私も職業上いろいろとお家を回らせていただくんでありますけれども、そういういろいろなことの網の目をもって、隣同士が見守りをしていくということにしていかないと立派な制度、あるいは組織があっても、機能しなくなっていくのではないかなというふうに思うのであります、もう少し班体制とか隣同士の充実というものを、何とか声をかけていただくということを、ひとつ考えていただくことはできませんか。

○議長（丹 正臣君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

今、議員お話しのとおり、大きな自治会の中でも小さな班体制の中で取り組むということは、向こう三軒両隣というような認識の中で、さりげない見守りというのは非常に大事なことだというふうに認識しておるところです。各自治体、いろいろな中で取り組みをしておりますけれども、より身近に、今申し上げましたような制限がない見守り活動が取り組めるよう、各自治会に対しても、そういった工夫ができるかどうかという部分も含めまして、再度自治会とも協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 児童・生徒の安心・安全対策についてお伺いをいたします。

児童・生徒の安心・安全対策については、家庭、学校、幼稚園、保育園の児童・生徒の通学通園の交通事故対策、更には昨今の状況を見ますと、より深刻な問題となっております不登校、いじめ、暴力行為、虐待など、生徒・児童を取り巻く幅広い分野での環境の悪化に目配り、気配りをするとともに、より安全の対策が必要であると考えますので質問をいたします。

特に、従来より命の尊厳や人命の尊重が叫ばれ、子どもの権利条例や教育、人権、保護等の、制度の充実が進む中で、それに反して児童・生徒への殺傷、誘拐、暴力行為、虐待等、痛ましい事件、事故が頻発しております。またいじめの問題も後を絶たない状況であります。このような中において、児童・生徒の安心・安全な環境づくりは地域にとって重要な課題であります。これら一連の事件は命の尊厳に対する考え方や、更には我々人間の命は多くの人や多くの命に支えられているという意識の欠如によって、派生してくる危機的な状況にあるとも考えます。児童・生徒に対しての安心・安全の確保は、家庭や学校における日常生活の実態把握や子供に対しての実態の把握が必要であります。また学校などでの安全対策の指導も行われていると思いますが、現状ではどのような方策が講じられているのか、また本市においてのいじめの実態把握や、近年子供たちの生活環境についてどのように把握されているのかお伺いをいたします。

次に、道徳の教科化についてお伺いをいたします。

道徳の教科化は2011年の大津で起きた中学生のいじめ問題をきっかけとして進められており、今後道徳の改定をもとに、2018年以降、正式科目とする方針だとされております。現在の道徳の時間は1958年から導入され、学校や担任が教材を選んで週1回程度の授業を行っており、実施されてから半世紀に及んでおります。現在まで道徳が正式教科にならなかったのは、教科書を使い、成績をつけて評価することは児童・生徒の内面に介入することとなり、学校で正式科目として教えることになじまないとの判断によるものとされ、現行のように定着してきた結果であると思っております。

また、教科化は、道徳教育を実施することにより、いじめ問題の対策として期待している面もあると言われており、教育現場からいじめをなくすのは当然のことではありますが、単に教科化し、教科書を使っていじめはいけないと教えれば、いじめが解決できるとは思いません。やはりそこには社会全体での取り組みが必要であり、家庭内や学校であらゆるものの命の尊厳、人権の尊重を重視した学習などが重要でありますし、そしてまた社会のゆがみがそのまま子供社会や考え方に投影されていることもいじめの背景にあるとも考えますし、遠因であるとも考えられますので、我々大人も大いに反省をしなければならないのではないかと思います。

この道徳の教科化は幼少期から考え方を統一していく、思考を制限していくことの問題をはらんでおります。このことから、現在学校で行われている道徳の時間を現状のまま有効に活用することを考えていくべきと思いますが、見解をお伺いいたして、質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えします。

まず、学校における安全対策についての御質問がありました。議員のお話のとおり、連日のように子供同士のいじめや保護者による虐待など、目を覆いたくなるような事件が報じられており、子供たちに与える影響が心配されるところであります。

そこで、学校での生徒指導の実情ではありますが、士別小学校、士別南小学校、士別西小学校、士別中学校、及び士別南中学校におきましては、心の教室相談員が学級担任と連携し、児童・生徒の様子を注視しながら個別に対応しているところでもあります。また、心の教室相談員を配置していない学校へは市の青少年相談員が学校を訪問し、気になる児童・生徒に対し、早い段階からかかわる体制を整えております。

次に、いじめの実態や子供の生活環境の把握についてですが、北海道教育委員会が毎年行っておりますいじめ把握のためのアンケート調査を活用し、認知したいじめへの対応状況等について確認しております。更に学識経験者及び関係行政機関、学校の代表者で組織している不登校・いじめ問題等対策連絡会において情報交換を行い、いじめ以外の実態把握にも努めております。

また、本年2月にはいじめの防止、いじめが起こった場合の対応について定めた「士別市いじめ防止基本方針」を教育委員会が策定したところであり、各学校で策定している「いじめ防止方針」とあわせて、関係機関と連携を密にし、いじめ問題に取り組んでまいります。

最後に、道徳の教科化についてですが、文部科学省は本年2月に、道徳の学習指導要領改訂案を公開し、検定教科書を使用した授業を小学校では平成30年度から、中学校では31年度から実施する予定であると公表いたしました。道徳が教科化されることにより、子供たちに価値観を押しつけることになるのでは、子供たちは評価を気にして教師が求めそうな建前しか言わなくなるのではといった心配がされておりますが、教育委員会といたしましては、これまでも議会の場でお答えしておりますとおり、道徳の教科化には反対の立場であり、道徳の教科化でいじめは減らないという議員の御意見に、全面的に賛成するものであります。今後道徳の教科化に関しては、更に詳しい内容が明らかになるものと思っておりますが、その内容を注視しつつ、本市における授業の取り扱いを検討してまいります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成27年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一括方式にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、地域包括ケアシステムの構築に向けてというテーマからであります。

少子高齢化、人口減少社会を迎えている中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、超高齢化社会を迎えます。そのため高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活が最後まで続け

られるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の5つの要素が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築が求められています。

ところで、士別市の高齢者人口は本市の統計資料によると、平成27年度で7,467人、高齢化率36.4%、平成37年度、2025年では6,742人、高齢化率40.2%の推計になっています。総人口の減少に伴い、高齢者人口が減っても高齢化率は上昇するということではありますが、高齢者人口のみに限ってみれば、2025年を待たずともここ1～2年でピークを迎えるようで、この地域包括ケアシステムの構築が本市にとっては喫緊の課題であると思います。

私は、昨年第2回定例会でもこの問題を取り上げさせていただきましたが、今回はこの構築に向けて、認知症対策に絞ってお聞きしたいと思います。

厚生労働省は、先ごろ認知症対策を総合的に進めるための国家戦略案をまとめました。この新しい戦略案、認知症施策推進総合戦略新オレンジプランは2013年度から始めた認知症施策推進5カ年計画オレンジプランに変わるようであります。厚生労働省を中心に、内閣府、法務省、警察庁など、計12の関係府省庁が共同で必要な施策をまとめています。

戦略案の基本的な考え方としては、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で、自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指すことが明記されています。その上で、認知症への理解を深める普及、啓発の推進、認知症の程度に応じた適時適切な医療・介護の提供、若年性認知症施策の強化、介護者への支援、患者らに優しい地域づくり、予防法、治療法などの研究開発、患者本人とその家族の視点の重視の7つの柱が掲げられています。

具体的には認知症への理解を深めるため、全国的なキャンペーンを展開し、認知症の人がみずからの言葉で語る姿を発信する、学校現場でも高齢者への理解を深める教育を進める、認知症についての基礎知識と正しい理解を身につけ、認知症患者と家族を手助けする市民ボランティア、認知症サポーターは14年9月時点、全国で545万人にのぼっていますが、17年度末までの現行目標600万人を達成目前のため、800万人に上積みする。また認知症の早期診断、対応につなげるため、初期集中支援チームを17年度までにすべての市町村に設置する方針が盛り込まれ、看護師らが認知症の疑いのある高齢者の自宅を訪問し、早期発見につなげるものとしており、かかりつけ医の認知症対応力を強化することや認知症サポート医の養成も掲げています。そして支援員が患者本人や家族の相談に乗り、在宅生活をサポートする取り組みも、18年度から全市町村で実施を目指す方針としており、種々施策があるようであります。

ところで、なぜ政府が認知症対策を新たに国家戦略として打ち出したのか、それは高齢化に伴い、認知症の人が今後急増する見込みであるからであります。厚生労働省の研究班が、このほどまとめた推計では、認知症の高齢者数は25年に最大で730万人に達するとしており、実にこれは65歳以上の5人に1人という割合になります。12年時点では462万人と推計していた認知症の高齢者数は、十数年で約1.6倍に急増する見込みであります。今回厚生労働省の研究班が科学的な根拠に基づいて認知症高齢者の将来推計値を出した意義は極めて大きなものがあります。つまり年齢を重ねていけば誰もが認知症になり得る時代に入ったということであると思

います。

ところで、苫小牧市ではこの認知症対策、先進地として大きく進んでいます。前述いたしました認知症サポーター、3年前から育成に力を入れ、市内各地でサポーターの養成講座を展開し、今では登録者数が1万人を超えているとのことでもあります。認知症の高齢者やその家族にも情報が共有できる認知症カフェも市内10カ所で開設しており、政府が開発を進める認知症初期集中チームのモデル事業も昨年から行っているようでもあります。

それでは本市ではどうなのでしょう。まず現状で認知症として把握している人数は何人ぐらいと見ているのでしょうか、わかる範囲でよろしいですので、参考までに教えていただきたいと思います。またサポーターの数もお願いします。

加えて、今年度よりコスモス苑内で行っている認知症専門相談事業、また三愛会が総合福祉センター内に設置した認知症カフェの利用状況もあわせて教えていただきたいと思います。

更に、平成27年度から29年度までを期間とする第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画も現在策定中であると思いますが、この中での認知症対策もこの際、確認のため大まかなものをお聞きしておきたいと思います。

高齢化は世界的な現象であり、前述のとおり認知症の数も当然増えています。将来の保健医療サービスの提供体制では、財政的にもたないという議論が1990年代から盛んに行われてきました。こうした中で経済的に持続可能なものにするということと、生活の質を向上させるという両輪を成功させるモデルとして、提案されたのがこの地域包括ケアシステムであります。先進地はいつでもこの方向へ動き出しています。本市においてもこの分野に携わる行政の職員がまだまだ少なく感じる場所であり、今後厚くなることを期待いたしまして、この質問を終わります。

2点目は女性の活躍推進に向けてというテーマであります。

自公連立政権の掲げる目玉政策の一つである女性の活躍を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案、女性の活躍推進法案が昨年衆議院解散のため審議未了となりましたが、今通常国会に再提出される予定であります。女性の活躍推進法案は、女性の個性と能力が十分発揮されることが豊かで活力ある社会の実現に欠かせないことから、女性の活躍を推進する施策を講じることを目的としているようです。

法案の内容は、政府に女性活躍推進に関する数値目標を定めた基本方針を策定することを求め、それをもとに自治体は推進計画を策定します。また国は基本計画をもとに、事業主行動計画を作成するための指針を定めます。この指針に基づき国自身や自治体、企業などの事業主は期間や数値目標などを盛り込んだ行動計画を策定して公表、女性活躍推進に取り組みます。数値目標には採用や管理職登用者の女性比率を上げていくこと、男女従業員の勤続年数の差の縮小など、女性人材の割合を高めるための指標に関するものが想定されています。取り組み内容が優れている事業所や企業などには政府として優良認定を行い、女性活躍推進に関する政府調達や政府事業の受注優先など、アドバンテージを与え、同様の取り組みを自治体にも努

力義務規定として求めています。このほか政府は、企業などへの取り組みの助言や相談を行い、必要に応じて報告を求め、指導や勧告などもできるとしています。

少子化が進み、労働人口も減少傾向、女性の力を生かさなければ経済成長を維持できない時代に入っています。女性役員の比率が高い企業グループは低いグループに比べて売上高、利益率が4割以上も上回るとの海外の調査もあります。育児や介護支援など、ワークライフバランスに取り組む事業のほうが業績がよい方向にあることも知られています。女性の意見を取り入れれば、その企業の発展だけでなく、経済全体の底上げにもつながるものと思えます。実際に女性の視点やアイデアを活用し、業績を上げる企業も増えていますが、日本全体ではまだまだ女性の力を生かし切っているとは言えない状況であります。

政府が2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げた03年、3%だった従業員規模100人以上の企業の課長級以上の管理職に占める女性の割合は13年には7.5%まで伸びましたが、30%にはまだまだ大きな隔たりがあります。国際的に見ても日本の女性管理職の登用は遅れており、総務省の労働力調査によると13年現在、日本の管理的職業従事者は11.2%と3割前後から4割を超す欧米各国に比べて、かなり低いようです。よって今回の法案提出は政府が掲げる2020年までの3割目標に向け、よりスピーディー化するためのものと考えます。本市においても、これまで男女がともにきらめくまちプランとして、第2期土別市男女共同参画行動計画策定のもと、女性が働き続けられる社会を目指し、女性支援策に種々取り組んできたことと思えます。

そこで、まずお尋ねしたいと思います。

本市における職員の女性の数、そして女性の管理職の数、またその占める割合を教えてください。加えて埼玉県では女性の活躍を支援する施策を、一元的に担当するウーマンエコノミックスの造語であるようですが、ウーマノミックス課を設置しています。これは女性が働きやすい職場づくりを行う企業を認定し、優遇策を実施するほか、女性の就業、起業の支援などを強力に進めている部署のようです。

本市においても、このように女性の活躍を推進する部署を設置してはどうでしょうか。生活に密着した女性特有の着眼点や柔軟な発想は地域に眠る資源を掘り起こす鍵にもなります。国の政策に加え、地域独自の推進プランを策定すれば、女性の活躍を一段と後押しできるはずと考えます。さきの管理職の女性登用の件も含め、この件の本市の今後の取り組みと見解をお伺いしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から女性の活躍推進について答弁申し上げ、地域包括ケアシステム構築に向けた認知症対策については、副市長から答弁申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向けて、本市では平成15年に第1期男女共同参画行動計画を策定し、23年に男女共同参画推進条例を施行しました。この条例のもと、25年度から5年間の第2

期行動計画を策定し、職場や家庭、地域などで男女がともに活躍できるよう、市民との協働による実践活動を推進しています。

また、この計画では、市の審議会や委員会での女性の登用の拡大のほか、行政組織においても男女平等の視点での人事配置や登用を掲げているところでもあります。このような中で、26年4月時点では病院、医療職を除いた344人の職員うち、女性職員は110人で、約3割となっており、この10年間はほぼ同じ状況で推移していますが、管理職の内訳としては、103人の全管理職のうち21人が女性で、約20%を占め、合併直後の7人に対し、3倍となっており、5年前と比べても2倍以上になっています。今後も管理能力や資質等を総合的に判断した人事配置を基本に、性別にとらわれることなく、意欲と能力のある職員の管理職登用に努めるとともに、職員の採用においても引き続き男女の区別なく、優秀な人材を選考することが必要と考えています。

行動計画に基づく本年度の取り組みとしては、仕事と生活の調和であるワークライフバランスを視点に男女共同参画週間における広報、ホームページでの啓発やパネル展示のほか、北海道あったかファミリー応援企業に登録している市内企業などを訪問し、情報交換を行いました。

また、去る2月28日には、男女共同参画セミナーを開催し、ワークライフバランスの推進とともに、多様な生き方の受け入れのほか、家庭内での協力や協同の必要性についての理解を深めたところです。

このほか、この4月に施行する公共調達基本指針においては、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価対象とするなど、企業におけるワークライフバランスの取り組みの促進を図る考えです。

現在、本市では多くの女性がさまざまな分野で活躍されています。まちづくりの柱の一つであるサフォークの取り組みを初め、農業分野での6次産業化や各企業、事業所などでも女性の活躍は広がっています。こうした女性の活躍を更に拡大していくためには、専門に担当する部署の設置も有効な手段と考えますが、現在市内の横断的な連携体制により業務に当たっていることから、男女共同参画を所管している総務部企画課を中心とした現状の組織体制を基本に、女性の活躍を支援してまいります。

政府としても、女性の活躍推進を重要な政策課題に捉え、自治体や企業に対し、女性登用の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、公表などを義務づける女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を本通常国会に再提出したところであり、現在審議が行われています。

本市の行動計画においては、意識づくり、環境づくり、社会づくりの目標を設定していますが、国の基本方針の中で、更に具体的に数値目標を設定する必要がある場合は、行動計画の見直しも含めて検討してまいります。

女性の職業生活における活躍を推進するためには、仕事と家庭の両立を図るための環境づくりや、個人、地域、企業などの意識づくりが重要と考えます。そのため本市としても特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児や介護などへの参加を促進することで、女性が働き続け

ることができる環境の整備に一層努めてまいります。

加えて、人口減少や少子高齢化を背景に、北海道の女性の活躍支援の方向性も示されたことから、今後も国や道との連携のもと、女性の活躍推進に向けての取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの御答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から地域包括ケアシステムの構築に向けた認知症対策についてお答えいたします。

国は認知症対策を総合的に推進するため、認知症施策推進員総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、本年1月27日に公表いたしました。谷議員お話しのとおり、新オレンジプランでは7つの柱のもと、国や都道府県、市などの行政機関の連携に加え、地域住民との連携やそれぞれの役割についての方針などが示されたところです。国の推計によれば、今後認知症高齢者は急増するとされており、本市においてもその傾向は同様であるものと考えられるため、認知症対策はますます重要となってきました。

そこで、本市における認知症高齢者の現状とそれにかかわる取り組みについてであります。

まず、認知症高齢者数については、認知症と診断を受けた方の正確な人数を把握することはできませんが、平成25年度に介護認定申請された方のうち、介護認定に必要な調査項目の一つである認知症高齢者の日常生活自立度の項目において、道に迷う、買い物や金銭管理などのミスが目立つ、着がえや食事がうまくできない、異食行為、そして徘徊などの認知症の症状がみられる方の件数は747件であり、全体の件数1,316件の約57%でありました。この中で比較的重度の認知症の症状が見られる方の件数は374件となったところです。

このような状況の中、本市におきましては、認知症対策としてさまざまな取り組みを実施していますが、その1つとして認知症に関する正しい知識と理解を持ち、それぞれの地域や職域などで、その人自身ができる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成を19年度から行っており、現在540人を養成したところです。また、昨年6月からコスモス苑、グループホームサンフラワーで実施している認知症専門相談事業については、本年2月までの各月の延べ相談件数で申し上げますと、87件となっており、同じく6月から総合福祉センターさんあい内で開始した認知症の方やその家族がともに集いながら情報交換などができる認知症カフェの参加者数については、2月までで延べ395人となっているところです。

こうしたことから、本市の第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に掲げる認知症対策の重点施策として、認知症に関する理解を深めるための取り組みである認知症サポーター養成講座や認知症講演会などを開催するほか、家族介護者を支援するための専門相談や認知症カフェを今後も継続してまいります。

また、権利擁護を推進するため、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業に対する助成を継続して実施するとともに、身近な生活支援から成年後見制度までの支援を切れ目なく実施する権利擁護センターの設立に向けた検討を進めてまいります。更に今年度から養成し

ている市民後見人のフォローアップ研修や、後見人としての受任に向けた支援と受任後の支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、徘徊などによる行方不明者を早期に発見するため、市及び警察署、介護保健事業所などの関係機関で構成するSOSネットワークやGPS端末購入費用の助成事業などを継続してまいります。

そのほか、認知症高齢者が早期に適切な治療や介護が受けられるための支援体制として、認知症初期集中支援推進事業の実施に向けた検討を行うとともに、認知症の方が地域で安心して暮らせるために必要な医療と福祉の連携体制や、状態に応じた適切なサービスの提供の流れを示す認知症ケアパスの作成について検討をしております。

今後、高齢者の増加に伴い、認知症の方が増加することが予想されている中、認知症となってもできる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を構築するため、新オレンジプランや第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をもとに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを、市立病院を初め、介護サービス事業所などの関係機関、更には地域医療を担っていただいている開業医会や歯科医師会、そして薬剤師会の方々や支え合い活動を実践されている自治会などの地域住民の方々とも連携を深めながら鋭意進めてまいります。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 平成27年第1回定例会に当たり、初めに温根別中学校閉校に伴い、新年度からの通学に関する問題については、関係者の御努力により2月25日に地域説明会において合意がなされたことは、保護者を初め、地域の皆様にとってもほっとしたところであります。関係各位に感謝を申し上げます。今後につきましては、地域の声を十分聞いていただき、子供たちがよりよい学校生活を送れるようPTA等、情報を共有しながら進めていただきたいと思います。一問一答方式で質問に入らせていただきます。

教育行政について、教育委員会制度の法改正に伴う今後のあり方についてお伺いします。

教育委員会は、戦前の教育の反省から教育の政治的な中立を保つため、戦後の首長から独立した組織として発足し、委員の会議で意思決定をする仕組みになったわけですが、教育委員を代表する非常勤の教育委員長と事務局の指導監査に当たる常勤の教育長が存在し、責任の所在が曖昧という指摘もあり、また2011年の大津市のいじめ自殺問題では、迅速に対処できなかったことから、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、4月から施行されます。新制度では、教育委員長と教育長の権限を首長が任免権を持つ新教育長に一元化、首長主体の総合教育会議の新設、教育長へのチェック機能の強化と委員会の透明化、教育に関する大綱の策定など、首長の意向を反映しやすくなり、より一層リーダーシップが求められます。

そこで市長に質問ですが、この法律の施行により上記の案件をいつ実行するのか、お聞かせください。

次に、全国学力テストの結果を踏まえた今後の学力向上計画の考えについて伺います。

平成26年全国学力・学習状況調査、学力テストは4月22日に実施され、8月25日に国から結果が発表されました。それによると北海道の結果は、小・中学校8教科のうち、中学国語Aを除く7教科で全国平均を下回っています。小学校国語A36位、国語B43位、算数A45位、算数B47位、全国でも最下位であり、中学校国語A25位、国語B34位、数学A36位、数学B26位と、非常に厳しい結果となっています。

今回の学力テストで注目すべき点は、過去4回のテストで、毎回全国最下位の科目があった沖縄県が小学校の全教科で大きく改善され、昨年度最下位だった算数Aが6位になりました。同県では、県を挙げて学力向上に取り組み、全国トップクラスの秋田県と教員の交流を行い、秋田流の指導を導入、県教委は努力が実り、児童の自信につながったと公表しています。本市でも見習うところは見習い、子供たちが自信につながるような教育が最重要課題だと思います。

また、11月29日に公表された小学校5年生と中学校2年生を対象に、4月から7月に実施した2014年度の全国体力テストの結果では、北海道は中学校2年生男女ともに、全種目、合計得点が最下位、47位、小学校5年、男子44位、同女子46位と、前年度に引き続き体力の低下となり、この結果を踏まえて、教育委員会も家庭や地域の協力を得ながら総合的な改善と向上を速やかに取り組むべきだと考えます。

そこで一つの提案として、平成25年11月文部科学省が学校教育法施行規則を改正し、各自治体の教育委員会判断で、正規の土曜授業が実施できるようになり、全国に実施校が増えており、学力向上に成果を上げております。本市でも実施するお考えはないでしょうか。平成26年11月に公表された全国学力テスト北海道版、結果報告書において、立川宏教育長のコメントとして、本道全体の平均回答率は全国平均に近づいており、一定の成果が見られますが、依然として正答数が半分に満たない子供が多いことや市町村、学校のばらつきが多く、全国平均を下回っている市町村、学校が多いこと、また管内のばらつきも十分に改善されていないことなど課題もあります、と報告書に述べられております。

以上のことを踏まえて、本市の現状と今後の改善に向け、市内各学校を見ておられる教育委員長に御答弁をお願いしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から教育委員会制度改正に伴う今後のあり方について答弁申し上げ、学力テストの結果を踏まえた学力向上計画の考えについては、教育委員長から答弁いたします。

教育委員会制度の法改正につきましては、内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議の提言を受け、文部科学省の中央教育審議会において答申された後に、自民党、公明党における協議を経て、国会で審議され、昨年6月に可決成立し、村上議員からお話のありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されるものであります。

そこで、本市におきましても教育委員長を廃止し、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、責任の所在を明らかにするとともに、私が必要に応じ招集する総合教育会議を新たに開催し、本市の教育に関する総合的な施策を大綱として定めるため、関係する条例等を改正しようとするものであります。

しかしながら、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保する観点から、施行日において在任中の教育長については、教育委員としての任期が満了するまで現行制度の教育長として在職するものとされており、安川教育長の任期が満了するまでは旧制度の規定が効力を有しているため、これまでどおり教育委員長を置き、教育行政を執行することとなるものであります。

ただし、総合教育会議の開催、及び大綱の策定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、一律に義務づけられるものでありますので、教育委員会と協議を行った上で、しかるべき時期に総合教育会議を開催してまいります。

今回の教育委員会制度の改正によって、これまで以上に私が教育行政にかかわる機会が増えることとなりますが、教育の中立性、安定性、継続性が引き続き堅持されるよう、教育委員会と連携を密にしながら教育行政を取り進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 五十嵐教育委員長。

○教育委員長（五十嵐紀子君）（登壇） 私から全国学力テストの結果を踏まえた今後の学力向上計画の考えについてお答えします。

平成26年度の北海道における全国学力・学習状況調査の結果は、村上議員のお話のとおり、教科のほとんどが全国平均を下回るという厳しい結果でした。本市における全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校の国語Aで、全国平均を上回ったものの、その他の教科では全道平均を下回っている状況にあります。しかし25年度の結果と比較しますと、全道平均にかなり近づいており、これまで実施してきた子供の理解度により指導を行う習熟度別の授業や、複数の教員が指導に当たるチームティーチングなどの取り組みの成果が少しずつではありますが、あらわれてきたと感じています。今後もこれらの取り組みを継続するとともに、これまで以上に家庭と連携を強め、基本的な生活習慣の定着を図りつつ、児童・生徒が授業の内容を理解し、学ぶことが楽しく感じられるような環境整備に努めてまいります。

次に、御提案いただきました土曜授業についてですが、国が14年度から完全学校週5日制を実施した際には、家庭での交流の時間や地域活動などにより有意義に過ごし、子供を地域に返すことを目的としておりました。学力の低下が叫ばれている今日、教育課程に位置づけた土曜授業を行い、更なる学力向上を目指すことも一つの案ではありますが、私としては基礎的な学力は最低限必要とは思いますが、学力だけではない、人が本来持っている五感を大いに刺激する体験が必要と考えます。それが後の人格形成に影響を与えますし、社会参加の大きな礎になると考えられます。子供たちは本来とても素直です。そして可能性を多く秘めています。そし

て育て方によっては大きく変化し、周りの大人たちの影響を大いに受けるものであります。子供たちはさまざまな障害や困難に出会ったとき、自分だけの知識や体験だけでは太刀打ちできなくなります。その時に、学校での勉強や経験が生きてくると思います。

本市では、今年度から「しべつ土曜子ども文化村」を実施し、文化活動の場を提供しているところであり、多くの子供たちにさまざまな体験を通して、人間的に成長する機会を活用していただきたいと考えていますので、現在のところは土曜授業について実施する予定はございません。

私が各学校にお邪魔させていただき感じることは、子供たちの楽しそうな笑顔と一生懸命考え、愛情を持って接する先生方に触れ合えた時に、この任務に当たらせていただく幸せを強く感じております。学校は学ぶ喜びを知るところです。学校は年齢の違う子供たちとのコミュニケーションを養うところ。そして学校は誰もが集う場所であってほしいと考えています。各学校はそれぞれの地域にあって、その地域になじみ、地域の協力のもと、その地域らしい学校をつくり上げています。これからも子供たちが喜んで通う学校であってほしいと強く願っています。

以上申し上げまして、御答弁をさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） はい、ありがとうございました。

本当に教育改正で、法改正の中で、今の任期中は今の制度のとおりいくということで、その中で一度確認しておきたいのですけれども、やはりこの制度は開かれた、市民に開かれた制度であり、また今の制度の中で士別市の市民が傍聴できて、その中で発言はできないと思いますけれども、そういう傍聴制度があるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

また、あと学校の関係なんですけれども、今言われたとおり、市民が学力向上等含めた、また人材的に、また体力も、その中で、今回特に27年度は食育に力を入れるというふうに聞いておりますけれども、その中で人間形成に力を入れるということで考えてよろしいのでしょうか、そういう食育の関係のこともちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） ただいまの再質問についてであります。教育委員会議につきましては、もちろん傍聴できる制度となっております。総合教育会議につきましては、今すぐ、ちょっと回答を得ていないところであります。後ほどといいますか、御回答したいと思っております。

以上です。

（「食育のほうは」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） すみません、突然。先ほどの、理解いたします。学校の授業の中で、学校菜園とかそういうふうに、教育だけでなく取り入れられて、今後頑張るといってお聞き

したんですけれども、授業の中で取り入れるということで理解していいですか。

○議長（丹 正臣君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 食育授業につきましては、栄養教諭というのが2人、士別には配置されておりまして、士別小学校及び士別南小学校にそれぞれ1名ずつ配置されております。それで全部の小学校及び中学校を訪問いたしまして、食育に関する授業を行っているところでありまして、新年度、27年度についても同じように、食育についてしっかり教えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 村上議員のただいまの御質問の中で、食育という表現をされたのですが、一部この27年度から士別市が全小学校で取り組む農業学習の部分も話の中には入っているかとも思いますので、今申し上げた給食センターで実施をしている、主として栄養教諭が中心となった各学校への授業はもちろんあるわけですが、農業学習の部分につきましては、さまざまな栽培や何かをすると同時に、それとあわせて地域のさまざまな方々の支援をいただいて、それを食物として食べていくときの学習だとか、そんなことも含め、更には流通までも含めて、各学校で今年度から取り組みを進めていくということで、市内3校についてはちょっと、一部圃場なんかの関係で遅れる部分はあるかもしれませんが、全市的にそういった形で取り組みを進めていくということで、栽培等とあわせて、先ほど生涯学習部長から御答弁を申し上げました食育の部分も絡めながら、しっかりと子供たちに食に大切さだとか、地域のありようだとかを学んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） はい、ありがとうございました。これは質問ではありません。いいですか。

○議長（丹 正臣君） 再質問は2回までです。

（「次の質問」の声あり）

○4番（村上緑一君） わかりました。これで終わります。ありがとうございました。

2問目、よろしいですか。

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 続きまして、自治会の現状と課題についてお伺いします。

士別市と朝日町が合併して10年目の節目の年であり、その間においても人口減少が続いています。平成23年から27年の人口を振り返ってみますと、23年に2万2,086人から27年度には2万676人になり、年間で約300人以上の人口減少が続き、この間だけでも1,410人の人口減少に至っており、少子高齢化により士別市の高齢化率も平成27年度現在35.68%になっております。何とにしてもこの人口減少に歯どめをかけるためには、今国で進めている地方創生を生かした新たな発想のもと、英知を絞り、若い人が育つまちづくりを進めていかなければなりません。

この人口減少は、あらゆる士別市の農林業、工業、商業、建設業などの人手不足を初め、地

域社会の自治機能までも停滞していく懸念があります。士別市の各自治会においても若い人が少なく、役員の担い手不足など、自治会員の減少により自治会の運営、会館の維持管理にも支障を来しているのが現状であります。各自治会によっては合併を考えているところもあり、小さな地域コミュニティの場がなくなってきました。士別市においても、小・中学校統廃合により学校と地域のコミュニティがなくなり、より一層自治会が地域コミュニティの核としての重要性が問われる次第であります。

そこで、平成26年第2回定例会において、松ヶ平議員から地域自治システムについて、自治会制度の限界を生じてきている中、組織のあり方などの質問で、市長は今後とも自主性や自立性を尊重し、行政として地域活動の支援に努めるほか、地域担当職員制度の充実を図り、地域コミュニティのあり方について自治会とともに検討を行い、市民が主役のまちづくりを進めると答弁がなされました。そこで市長にお聞きしたいのは、人口減少にさまざまな自治会の抱えている現状と課題を踏まえ、協議検討の経過と今後の方針をお聞かせ願いたい。

次に、士別コミュニティセンター整備事業条例、平成17年9月1日施行についてお伺いします。

条例1条では、地域住民の福祉文化の向上と、コミュニティ活動の推進を図るため地域会館、または集合所などを建築する地域住民、団体に対し、補助金を交付し、その施設を整備することにより、豊かな住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。この条例について、次の2点御検討いただきたい。

第1点は、条例2条3項の建物、新築、改築、または増築することをいう。あわせて改修、リフォームを加えていただきたい。また、第2点は、条例4条の2、補助にかかわる面積単価は1平方メートル当たり11万9,500円、また条例5条の中で、補助5分の2ですが、建築物の労働単価、資材単価、坪単価などが物価上昇しており自治会の負担が増大しております。現在の単価、補助を見直すことにより、負担も軽減され、会館の使用年数が長くなるなどメリットが期待できます。この2点についてお考えをお聞かせください。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

自治会の現状と課題についてのお尋ねであります。

現在自治会における課題として、本市に限らず全国的に人口減少による会員数の減少、会員の高齢化、地縁関係の希薄化による加入率の低下など、さまざまな課題に直面している状況であり、地域コミュニティの定義が時代とともに変化し、現行の仕組みでは対応できない社会生活上の問題に対し、地域がどのような仕組みを構築できるかが課題であると認識をしているところであります。

そこで、本市では平成22年度から地域担当職員制度を導入し、行政情報の提供や地域課題の把握等を行い、地域と行政とのパイプ役を担うとともに、地域づくりの推進サポーター役として活動を行っており、毎年開催している地域政策懇談会において、地域の課題、更にはまちづ

くりへの提案など、担当する職員との意見の交換を図っております。

更には、市が地域にかかわる事業を推進していく上で、地域課題の把握や共有を図る必要があるため、自治会や各関係機関の意見を反映しながら協議を進めていくことが重要であり、こうした考えのもと、これまで合意形成を図ってまいりました。このことは、活動母体となるそれぞれの地域自治会が地域コミュニティの根幹として機能していくことにつながっていくものと考えております。

また一方では、高齢化や会員数の減少が進み、各自治会において役員の担い手不足や行事等の開催に支障を来すなどといった声も聞かれるところであります。そこで自治会連合会においては、24年度より地域組織のあり方について検討を開始し、26年度は自治会の体力づくりを活動の柱と定め、これまで自治会の役員や会員を対象に3回の研修会を開催したところであり、行政職員も参加し、ともに学習しながら現状の把握や今後の課題解決のための議論をしております。今後もこうした機会を通じ、一層連携を密にしながら相互の情報や課題認識の共有化を図ってまいります。

現在、自治会に対しての支援については、市民コミュニティづくり、防犯、納税推進運動、及び交通安全の確保を推進する目的で補助金を交付しておりますが、自治会連合会が自治会の体力づくりの一つとして、自治会の再編に向けた取り組みがスタートしたことに伴い、自治会連合会との協議を図りながら、自治会がより自立した活動を実施できるよう検討する中で、27年度において自治会活動補助金の補助対象や基準を見直し、28年度から新たな交付要綱として改定する方針であります。

次に、コミュニティセンター整備事業についてであります。

この条例はコミュニティ活動の拡大を主な柱として、新築、改築、増築、トイレの水洗化を進めてきたところであり、補助にかかわる面積単価については13年度に改正し、住宅金融公庫の木造一般住宅単価を参考とした1平方メートル当たり11万9,500円と定めたものであります。議員お話しのとおり、25年夏以降の急激な建築資材や労務費の上昇により、実勢との建築単価との乖離が進行しつつあると認識をしているところであり、調査の上、実勢に即した補助基準単価となるよう改定を検討してまいります。

また、近年の急速な高齢化や自治会館の老朽化が進むなど、その時代のニーズに合った補助が必要であることから、高齢化に伴うバリアフリー化や屋根、外壁等、大規模な補修への適用についても、27年度中に単価の見直しとあわせて調査し、改定を検討してまいります。

今後の人口減少、高齢化が進行し、行政サービスの受益者と負担者のバランスが崩れることが予想され、財源の確保が課題であります。持続可能なまちづくりのためには、住民と行政の役割分担を明確にした上で、協働によるまちづくりを推進する必要があると、地域コミュニティの果たす役割はますます重要になります。こうした認識のもと、地域の力を十分に発揮できる市民が主役のまちづくりを一層進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） これは質問ではありませんけれども、私から今の改正の中で、17年度に、合併の当初改正されておりますけれども、実際には、中身として12年度から余り変わっていないのですよ、中身で、数字的に。そういう面も含めまして、なるべく早い時期に改正のほどよろしく願いまして、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 先ほど村上議員の御質問に保留させていただきました教育委員会と総合教育会議の公開について、お答えさせていただきます。

現在、開催している教育委員会議につきましては公開となっており、委員長の許可を得て傍聴することができます。また新たに設置する総合教育会議については、原則公開することとなっており、教育委員会議と同様の取り扱いをすることとなります。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目の質問は、地域おこし協力隊について幾つか質問いたします。

地域おこし協力隊は皆さん御承知のとおり、かいつまんで言いますと、高齢過疎化の進む自治体が都市部などから住民を受け入れ委嘱し、地域農産業などの地域協力活動に従事していただきながら、あわせて定住定着を図り、地域の活性化につなげるといった趣旨のものであり、総務省管轄の事業です。

本市でも、23年度より導入しており、現在も1名の隊員が本市の振興のために汗をかいているところです。改めて伺いますが、まずは地域おこし協力隊の定義と伺いますか、役割はどういったことか、そして本市において地域おこし協力隊を導入することとした経緯をお知らせください。また導入してからこれまでの経過と、協力隊が主に行ってきた活動などの実績もあわせて答弁願います。

国が本事業を開始した21年度の隊員数は全国で89名でしたが、25年には978名と5カ年で約11倍の隊員数に増加しております。また昨年6月には、安倍総理が島根、鳥取両県を訪れ、地域おこし協力隊の視察をし、その後に3カ年で隊員数を3倍にすると総務大臣に指示をしたところです。

そういったことを踏まえ、今後全国に更に増加するであろうと思われる地域おこし協力隊ですが、本市においても今後引き続き隊員を活用していくに当たり、これまでの総括をどのようにお持ちかお知らせください。

そして、27年度からは本市においても2名の隊員を増員するとのことですが、今回の増員はどの分野での委嘱とするものなのかお知らせください。

また、増員の決定をするまでにどのような協議がなされてきたのか、隊員の活用により今後の地域振興の目指しているものをあわせてお示してください。

北海道でも60に近い自治体で活用している地域おこし協力隊は、今後も更にまちおこしには欠かせない存在になると思われます。これまで各地の隊員のアンケート集計によると、約6割が任期終了後にもそのまま定住していることや、その定住者の中の9割がその地で就業や起業をしております。しかし、裏を返せば4割の隊員は任期後にその地を離れているということになります。

定住に結びつかなかった理由はさまざまありますが、その理由として行政、市民、隊員の三者の歯車が合っていないことも挙げられます。まちづくり、まちおこしをしていく上で、まずは市民が、まずは行政がどういったまちを目指すのか、各種施策を考えていく、そして隊員を含む三者が意識の共有をしていくことが大切なことだと考えます。本市においても委嘱までの過程や隊員の活動も、更にもっと多くの市民が知っていくことが大切ではないかと感じます。

隊員は地域振興のプロではありません、地域で学びながら市民が目指すまちづくりを応援、協力していく立場です。こういったことをいま一度市民の方々にも理解していただく必要があるのではないかと考えます。

これからも増加するであろう地域おこし協力隊も、どのまちでもよいということではないはず。魅力あるまち、熱意ある住民がいるまちを希望することでしょう。そしてその中で一緒に活動し、共感し合い、それが定住に結びつくものではないでしょうか。

そういったことから、今後の本市における地域おこし協力隊、応援隊のような官・民と、そして隊員の三者が情報を共有、意思疎通できる組織の必要性を感じますが、市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は人口減少や高齢化が著しい地方において、3大都市圏を初めとする都市部の若者に地方の活力づくりの一翼を担ってもらい、更には定住定着を図る中で、地域の活性化につなげていく取り組みとして、平成21年3月に総務省がその要綱を定め、事業が推進されてきました。本市においても、都市部の若者などの視点を取り入れながら地域力の維持向上を図るため、23年4月に地域おこし協力隊要綱を定め、観光の振興や農林業の振興、地域の情報発信等に関する基本活動のほか、地域行事、イベント等に関する地域おこし活動などを想定するとともに、隊員の定住定着を目指す取り組みとして展開してきました。

そこで、本市におけるこれまでの経過と主な活動実績についてであります。

本市では、23年4月に観光振興と農業振興の分野でそれぞれ1人の募集を行い、7月から農業振興を主体に活動する隊員として、大阪市の男性1人を任用しました。主な活動としては、地場農産物を生かした新たな商品開発とPRに関する取り組みのほか、6次産業化についての調査、ブログによる情報発信などに取り組んできたところですが、一身上の都合から24年3月をもって退任しました。

また、23年10月からは観光振興を主体に、さいたま市の女性1人を任用しました。主な活動としては、「めん羊工芸館くるるん」での羊毛加工技術の習得に向けた活動、くるるんのホームページの作成と運営管理、ブログやフェイスブックによる情報発信などに取り組んできました。このほか産直マップなどのイラスト作成、士別産春小麦焼酎「恋し羊」のラベル作成、更には世界のめん羊館前の観光看板の作成など、デザイン関係の取り組みも行ってきました。3年間の任期満了を昨年9月に迎えるに当たり、定住定着に向けた起業や就業を模索してきたものの実現には至らず、本人のスキルアップのための研修を受けたいとの希望もあり、結果的に本市を離れることになりましたが、さまざまな場面での活躍が見られ、地域の活力向上と外部への情報発信など、広域的にも数々の成果を残してくれたものと考えています。

更に、昨年6月からは羊飼養農家拡大に向けた飼育業務を主体に活動する隊員として、神戸市の女性1人を任用しました。主な活動としては、世界のめん羊館における飼養技術の習得と実際の飼育のほか、フェイスブックによる情報発信や羊に関連するイベントへの参加など、サフォーククランドとしての取り組みに参加しています。

これまでのところ、定住定着につながったケースはありませんが、外部からの視点や都市部で生活してきた若者の目線から、本市のまちづくりや地域の活性化に大きな役割を果たしてくれたと考えています。

現在の隊員や今後の隊員がそれぞれの分野で持てる力を発揮するとともに、定住定着が実現するよう、できる限りのサポートをしていく考えであります。

そこで、新年度の隊員の増員についてです。27年度においては2人を採用する計画であり、羊を活用したまちづくり活動に取り組む隊員1人と、合宿の里づくりの推進活動に取り組む隊員1人を予定しています。

羊を活用したまちづくり活動の主な目的としては、昨年委嘱した隊員同様、世界のめん羊館における飼養技術の習得のもと、実際に羊を飼養する人材の育成を図るものです。一方合宿の里づくりの推進活動としては、人脈や経験などを生かす中で、新たなチーム、選手の招致活動やチームの要望に応じたサービスの提供、スポーツイベントに対する企画の立案、受け入れ態勢の充実などを狙いとしているところです。

協力隊の募集に当たっては、今後のまちづくりを進める上でどのような人材が必要か、またどのような活動をしてもらうのかなど、各部署における検討を踏まえ、全庁横断的な協議のもとに進めているところであり、あわせて受け入れに重要なかわりのある団体や関係機関など

との協議、調整についても、今後進めてまいります。

本市では、その特性や地域資源を生かし、これまでサフォーク羊、合宿、水と緑などをテーマに、さまざまな取り組みを進めてきました。地域おこし協力隊の活動に当たっては、これらのまちづくりの柱を基本に、外部からの視点や発想を生かし、交流人口の拡大や産業の振興、雇用の拡大など、地域経済の活性化につながる取り組みを進めながら、隊員本人の定住定着につなげてまいりたいと考えています。

また、地域おこし協力隊の活動において、地域住民や関係団体等とのかかわりは極めて重要であり、渡辺議員のお話のとおり、市民が協力隊の活動を理解し、行政、そして協力隊を含む三者が意識の共有を図ることは大切なことであります。

現在、協力隊の活動内容などについては、ホームページ等での情報提供を初め、隊員自身のブログやフェイスブックでの情報発信、各種イベントへの積極的な参加により、理解を広げていただくことに努めています。今後は、更に地域との交流機会の確保などに努めていくことも重要だと考えています。

また、定住定着に向けても本人の意思や意向を踏まえた上で、行政として必要なサポートに努める考えであります。地域に根差した協力隊になるためには、お話にあった応援隊のような組織ができることは大変意義深く、本人にとっても心強いものと存じます。そうした機運が市民と行政の中に醸成されることを期待し、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

最終的に、最後の答弁にありましたとおり、応援隊というような位置づけを持つことによって、市民の皆さんに周知とか、協力を更にいただけるのかなという思いの趣旨の質問をさせていただいたつもりなんですけれども、国が21年度からこの事業を行いまして、丸5年ぐらいが経過するというところで、全国的に、今後質問でもお話ししたとおり、全国的に増えるであろうということで、さまざまな行政側の反省点であるとか改善点、もしくは実際に退任された方が感じたことも、いろいろ反省点とか改善点ということで多々見えてきている状況になっております。土別においても、23年度から活用しているということもありまして、ある程度、一定の期間が過ぎましたので、改善するものもいろいろこういう場に出てくるのかなと思います。

そこで、今回27年度から2人、新たに採用するというところで、もともと採用に至った経緯は、今御答弁にありましたとおり、各部署から上がったものを全庁的に会議を行い、そして今回採用しようということの経過のようなんですけれども、応援隊とかを設置するに当たって、例えば民間側から、市民側からそういう団体が出ればいいなという答弁もありましたけれども、その経緯というのは市民の方は知らないんですよ、恐らく。なので、何を目指したくて今回採用したというのもない状態で、市民側からそういう団体が起きればいいなというのも、実際問題なかなか難しいと思う部分もありますので、そういった部分を、まず行政側からこういった経緯があってこういう活動をしたいんだということは、もうちょっと全面的に出していただかない

と、市民のほうもまず動きづらいであろうと思われま

す。各団体とは今後いろいろ協議をしていくということですが、僕は、まず団体の前に市民だと思

うので、そういった部分で、まず行政サイドから、ホームページとかでもいいと思

うのですが、今回質問した内容のことを、市民にももうちょっとわかるようなPRをし

ていただきたいと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

今回、2人地域おこし協力隊員を増員するという、今計画でいますけれども、まず1人は農

業振興、いわゆるサフォークの振興にかかわってということで、農業を中心とした分野での協

力隊、それからもう一人は、合宿を推進するというので協力隊1人、合計2名を27年度の中

で任用していきたいというふうに考えています。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

今回、地方創生事業の中においても、1つには農業振興、これはサフォークの分野も入ること

になります。それからもう一つが合宿ということ、この2つを地方創生の大きな柱にしてい

くというような考え方もありますので、この地域おこし協力隊員もそれにあわせた形でサフォ

ークと、それから合宿ということでの検討をしてきたところです。

今後、募集していくに当たりましては、各関係機関などとも協議をしながら募集をしていき

たいというふうに思いますけれども、その中でいろいろな情報を市民の方にもお知らせするよ

うに、できるようにしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ぜひともまちぐるみで協力隊を含めて、そういったまちづくりを進めて、

日本全国に発信していきながら、定住に結びつくような体制をとっていただきたいと思

います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、適応指導教室ウィズについてです。

昨年、11月12日に、文教厚生常任委員会で愛知県あま市を訪問し、教育センターを視察、そ

してその中に設置してある適応指導教室ビリーブという施設を調査してきました。そしてその

後、本年1月30日には同じく常任委員会で、本市に設置してある適応指導教室ウィズを視察し

ました。その中でいろいろと考えるものがありましたので、幾つか質問させていただきます。

ウィズは本年度、26年4月1日に設置され、いわゆる不登校の児童・生徒を対象に入所して

いただき、子供の抱えているものを受けとめ、解消できるように支援し、最終的に目指すもの

は自立と学校への復帰となっております。

文科省が昨年8月に発表した学校基本調査では、全国で不登校の小学生は2万417人、中学

生は9万5,181人で、合計11万9,617人にもなっています。発表によりますと、不登校者数が増

加したのは6年ぶりとなっておりますが、推移を考察しますと、バブルが崩壊した5年後ぐら

いから急増しているのがうかがえます。そういったことから、そのころから子供たちは家庭環境を含め、いろいろと悩みを抱える要因が増えたのではないかと推測しますが、いわゆる心の問題に関しては、どうも対応に遅れが生じているのではないかと、そして、いまだ重要視されていない感が否めません。それはなぜかといいますと、受け入れができる施設やカウンセリングなどをできるところが少ないからです。

本年度に本市においても、子供の抱える諸問題を受けとめられる施設が開設されたことは本当にすばらしいことで、高く評価しているところです。今後もしっかりとした施設運営がなされ、施設に通う多くの子供たちが学校に復帰をし、そして社会に向けて羽ばたいてもらいたいとの思いで質問いたします。

まずは、ウィズの設置に至った経緯、また利用実績、相談件数もお知らせください。あわせて、相談等は受けていないものの、ほかにも不登校の実態があるのかどうか御答弁願います。

まだ開設1年足らずですから、実際に運営した中での課題等もあろうかと思いますが、これまで施設の中で行ってきた事業内容や運営状況、今後の課題などはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

さて、ウィズはほかのまちと同様、施設に通う子供たちは学校に登校することと同様に、出席としての扱いがなされ、通う子供たちの心の負担も軽減されるように配慮されております。そこで学校とのかかわりについてですが、まずは不登校になってしまった子供が学校で担任教諭などを通じて、いろいろと話をしていくと思いますが、ウィズに入所するに当たり、どのように、どのタイミングでウィズに相談が来るのか、学校側からの勧めなどはあるのでしょうか。といいますのは、私が思うに、子供たちの心が完全に閉ざされる前に、的確な判断で施設の利用も考慮すべきだと思うからです。そういった意味から学校と施設側で、入所前にも情報の共有ができていますのかお知らせください。

また、全児童・生徒に施設開設の際には案内等はしていることと思いますが、保護者にウィズの周知はしっかりとされているのか、どう認識されているのかお知らせ願います。

私は、市長の掲げる子育て日本一を目指す上で、こういった多種の悩みや課題を抱える子供たちをしっかりと支え、そして復帰をさせる各種施策を更に前面に、前に出していただきたい。

児童・生徒の全体の人数から見ると確かに少人数のことではあります。しかし、悩みを持つ子供たち一人一人の抱えているものはとてつもなく大きなものです。そういった子供たちを早い段階で、元気に復帰させるという強い志と自信を持った施設にしていきたいのです。

現在は教員免許を持つ2名の指導員が熱意を持った運営と子供たちの支援をしてくださっております。しかしながら心の問題も過大な事案になれば、専門職がいないと指導員の負担が大きくなるのではないかと危惧するところです。健全運営を継続していくためにも、専門職の配置が不可欠と考えます。現代社会は子供のみならず、成人の方も心の病にかかっている方が急増しています。理由はさまざまありますが、特に子供のころからの悩みから深い心の病にかかってしまうケースもあることから、私がこれまで提言してきた臨床心理士の配置を改めて強

く要望いたします。子供に限らず、臨床心理士の専門的知識とカウンセリングを必要とする市民がいるのですから、ウィズに配置をし、子供のためだけとして採用するのではなく、必要とする一般市民も頼れる位置づけの施設を設置するなど、さまざまなケースを考案し、ぜひ前向きな答弁を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず、適応指導教室ウィズの設置に至った経緯についてでございます。

平成12年度に民間の団体でありますやまびこネットワークが適応指導教室こだま教室を開設し、週2日ほど児童・生徒を受け入れておりますが、22年度に岩見沢市で北海道都市教育委員会連絡協議会の教育委員研修が開催された際、同市の不登校児対応施設を視察研修した後、本市においてもそのような施設がぜひ必要と考え、検討を重ね、26年4月に生涯学習情報センター内に適応指導教室ウィズを開設いたしました。

ウィズの利用実績につきましては、昨年4月に開設してから徐々に利用者が増加し、本年2月末では7人の生徒が通っており、延べ人数では759人となっております。また相談件数は、小学生についての相談が2件、中学生については27件となっております。更に不登校の実態につきましては、学校にもウィズにも全く登校できていない生徒が4人いる状況であります。

次に、ウィズが行っている授業内容、運営状況、今後の課題についてであります。

ウィズの活動につきましては、2人の指導員が常駐し、原則学校の登校日を教室の開設日として、午前9時から午後3時まで子供たちの指導をし、それ以外の時間は各学校や保護者、関係機関等の連絡調整、児童・生徒の指導に使用する教材の作成などを行っております。

指導内容は、国語、数学、理科、社会、英語などの授業と自主活動の時間を設定しているとともに、カレーライスやクッキーづくりなどの調理実習、パソコンを使った調べ学習、更に勤労者センターにおいてバスケットボールやバドミントン等の運動も実施しております。また市内の有識者の指導による墨絵体験、旭川市への社会体験も行っておりまいた。

また、今後の課題といたしましては、これまで学校に全く登校できなかった生徒が適応指導教室に通うことができるようになったところですが、更に学校への復帰に向けた取り組みを進めるとする場合、復帰を急ぐあまり生徒に負担を与え、適応指導教室にも通えなくなることがないように、また学校復帰後にスムーズに学校生活になじめるよう、不登校になった原因、経過を踏まえた対応に配慮し、指導を行っていく必要があると考えております。

次に、学校とのかかわりについてであります。

児童・生徒が不登校になった場合、まずは在籍する学校が児童・生徒の保護者と話し合いを行い、登校できるように働きかけを進めておりますが、学校の取り組みだけでは復帰が難しいと判断した場合、ウィズへ通うことを検討し、児童・生徒や保護者の意向を確認しながら利用の手続きを進めております。

また、児童・生徒や保護者から直接ウィズに相談される場合には、学校において支援するこ

とがよいのか、あるいはウィズに通う支援がよいのか、学校でのこれまでの取り組みや児童・生徒の状況、保護者の意向を確認し、学校と連携した対応をしております。

次に、保護者に対する周知につきましては、市内各小・中学校に対し、年度初めに適応指導教室についての案内を行い、不登校またはその傾向にある児童・生徒の保護者に、学校を通じて通知していますし、広報しべつと市ホームページに紹介を掲載しているところです。

最後に、専門職である臨床心理士の配置についてでございます。

児童・生徒が不登校になる原因はいろいろな原因がありますが、現在ウィズには教員免許を持ち、経験豊富な指導員が配置されており、児童・生徒が抱えている悩みなどの相談に応じているところであります。悩みの内容によっては学校教育課、各学校、家庭相談員、青少年相談員、あるいは関係する機関とも連携をとっているところです。今後より専門的な知識とカウンセリングが必要となってくる場合は、学校心理士やカウンセラーに相談することも想定しているところです。臨床心理士の配置につきましては、1つには地方小都市においてはなかなか人材が得られなかったり、もし配置したとしても仕事量の関係で、定着しないという事例も多いということで、配置については更に総合的に検討してまいる考えであります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

今の答弁の中で、当然のことですけれども、ウィズに通われている方が、例えば学校復帰を急ぐあまりに、なお負担になるということは当然想定されることであります。決してそういうことは望んでいるわけではありません。ただ、この施設に関しては、小学生、中学生が対象ということで、仮に中学3年生の方も、卒業されるまでになかなかよいコンディションがつかれなかった場合は、当然そのウィズに通うということにはならないのではないかと思うわけなんですよね。

そうすると、私も今子育て世代ですから、たくさんのいろいろな方からお話を聞くのですけれども、例えば地元の高校へ行っても、当然この小さいまちですから、同じ中学校からの仲間が上がるのがメインということもあまして、環境の変化が少ないということで、なかなか高校に入っても復帰されるケースも、そんなに多くないように感じているのですよね。そういった意味で、私、今回質問させていただいたのは、答弁でもありましたけれども、地域においては人材が得られないことと、あと仕事量に関してもなかなかその配置は難しいんじゃないかということが、それも承知してましたので、教育委員会単体ではなくて、そういった、例えば成人の方もいらっしゃるということも想定して、そういう施設を設けたらいかがかないかという意味の質問だったのですけれども。

そして、臨床心理士に関しては、その資格に僕はこだわっている気持ちは全く持っておりません。ただ、今回あま市でも、当初1名の臨床心理士を置いて運営していたのですけれども、結構利用者が多いということで、2名増加して、3名体制で運営しているようなのですよね。

それだけやっぱり臨床心理士のカウンセリングの効果というのが高いのかな私は考えておりまして、今お話にありました、学校心理士のお話もありましたけれども、そもそもこの資格を持っている方が能力があるかないかは別として、資格を取る課程の中で、やはり臨床心理士を持っている方のほうが専門的知識の勉強をしている年数が長いわけですから、そういったこともちょっと検討をいただきながら、教育委員会だけの判断ではなくて、全庁的な会議でそういうことをしていただきたいという質問なんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

渡辺議員のお話にもありましたとおり、この臨床心理士の採用については、数年前から総務部局とも協議をして、何らかの形で学校においてもそういう専門のカウンセリングができる方が必要だということで、全体的に、ただ単に小・中学生というだけでなく、実際にお仕事につかれています方の中にも、心の悩みを抱えている方もいらっしゃいますので、総合的にカウンセリングの対応ができるようにということで、そういう方の配置を目指して、さまざまな、北海道大学ですとか、専門の教育機関にそれらの適任者が果たしてこちらのほうで採用すると、いるのかどうかという御相談も申し上げて、現在臨床心理士の活動をされている実情だとか、そういったこともいろいろ御相談をさせていただきました。

その中で、御答弁でも申し上げましたように、なかなかその、ただ単に資格云々の問題ではなくて、あくまでもその人の持っている熱意だとか能力だとかという部分があるので、安易に採用等をしてしまうと後で、その後の部分で、なかなかうまく対応がとれないで困っている市町村も現に何か所かあるということで、現状の段階では今、さまざまな、北海道教育委員会ですとか、上川教育局からとか、そういうところから臨時的に問題に応じて派遣をしていただいて、対応を願っているという、そういう方向で、今カウンセリング等を進めているのですが、そういった形のほうが当面は問題なくいくのではないかというようなことで、当然臨床心理士の部分の養成の制度だとか、実際の臨床心理士を務めている方の人数がどんどん増えてきて、状況が変わった段階で、次の段階で、それらについての、市町村としての確保というのは、考えたほうが得策ではないかというようなアドバイスもいただいたということもございまして、決して教育委員会単独で云々ということもございませんので、今後も総務、保健福祉サイドとも協議をしながら、全体的に士別市としてそういったことでのカウンセリングの体制をどう整えていくかについては協議をしてまいりたいというふうに思っているところです。

ちょっと、私の記憶、定かではないかもしれませんが、保健福祉部において2年連続臨床心理士の募集をたしか行ったはずなんですけど、応募者が結局はいなかったということもありまして、現状その臨床心理士については、なかなか制度としても人材としても、しっかりと定着している状況にはないのかなというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、多くの市民の方から声が聞こえてくる小中学校適正配置計画についての質問です。

私も、現在子育て世代として、今後の子育て環境もしっかりと本市のものとして確立しなければならないと思い、質問をいたします。

本市では、22年8月27日に、士別市小中学校適正配置計画検討委員会が開かれ、その後懇談会等で出た地域や保護者の意見を踏まえ、検討委員会で協議をし、翌年23年1月19日に提言書として市教委に提出されました。それを踏まえ市教委は、同年3月17日に、市議会全員協議会にて説明をした後、計画の策定をいたしました。23年度から29年度までの第1期計画では、これまで計画どおりに下士別、武徳、中多寄の3小学校が統廃合となり、温根別中学校はこの3月をもって士別中学校と統合することとなっております。また上士別の小・中学校も計画どおりに工事が進められ、27年度に完成予定となっております。

さて、今回、昨年12月に急遽とも言える形で中士別、西地区西小学校の2校に該当する地域と保護者に対し、説明会が開かれました。閉校を前提とした市教委からの説明に、地域からは多くの驚きと反対の声が上がりました。それは計画書の内容と異なる内容であったからなのは言うまでもありません。

そこでまずお伺いいたします。この2校に対して、今回閉校を視野に入れた内容を地域や保護者に話すこととなった、これまでの市教委、もしくは全庁的な会議の内容を時系列で説明願います。

また、説明会の開催を前に、検討委員会はいつ開かれたのか、あわせてお示してください。

中士別小学校については、第2期計画ということで具体的な年度は示されていませんが、現在も特認校としての位置づけにもなっており、計画書の中では特認校として校舎改築を検討すると示されております。西小学校については、第1期計画ですから、25年度に耐震試験と基本設計の実施、28年度完成の予定と、具体的な計画年度が示されております。

そこでお聞きしますが、これまでに計画書の内容を実施するに当たり、市教委としてはどのようなことに取り組んできたのでしょうか。昨年12月まで地域、保護者には計画の策定後、一切何も連絡は来ていません。また先ほどお話しした全員協議会の場でも、23年度に保護者、地域の方と協議をしていく、耐震改修か改築なのかについては、早い時期に結果を伝えると答弁をいただいておりますが、これまでに議会側にも何も示されておりました。こういった取り組みをしてきたか答弁願います。

今回の説明会は、年明け2月に第2回目が開かれたところですが、いまだ地域、保護者の考えは市教委の示している方向に向き切れていないことがうかがえます。要望に対しての回答も示されたところであるにもかかわらず、市民が納得していない項目も多いと感じますが、市教委としてはどのように歩み寄り、調整していくのでしょうか。また、なぜ提案している内容に納得してもらえないのか、どのようにお考えなのかもお示してください。

私は、今回の市教委側からの提案に準備してきた回答や今回の説明会の時期的なことも含め、

不備がなかったのか、学び舎というものに対しての地域や保護者、そして何より通っている子供たちの思い入れに対し、認識の甘さはなかったのか、どのような見解をお持ちか伺います。

本市に限らず、過疎地の多くは学校だけではなく、さまざまな公共施設のあり方を協議し、将来を見据えた中で、縮小や閉鎖も含めた結論を迫られていることは言うまでもありません。閉校になることは非常に寂しいことだとは思いますが。しかし閉校になること自体が悪いということではないはずです。大切なことは設置者である行政側と地域、保護者などの市民が、先の子供たちの教育環境をよいものにするよう、しっかりと協議をし、つくっていくことだと考えています。

そういったことから、今後行政側としてどのように市民と話を詰めていくのか、考え方を示してください。あわせていつごろをめどに方向性を出すのかもお願いします。

市民が理解をし、これからの子供たちの教育環境をしっかりと考えていける、今後の対応を強く要望し、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

まず、中士別小学校、西小学校の2校の閉校を検討した経過についてであります。

平成23年3月に、士別市小中学校適正配置計画を策定いたしました。が、計画策定と同時期の23年3月11日に東日本大震災が発生し、子供の学習、生活の場であるとともに、地域の緊急避難場所でもある学校施設の耐震化が必要になってきたことにより、23年9月に文部科学省による現地調査があり、その後24年度からは北海道教育委員会から毎年耐震率の向上について調査と指導を受けており、26年10月には再度文部科学省から耐震化について強く指導を受けているところであります。国は27年度末までに全国の公立学校施設の耐震化を完了させる意向であり、本市としても耐震化の面からも適正配置計画の見直しが必要となっております。

そこで、適正配置計画の見直しに関する士別市教育委員会の検討経過についてであります。文部科学省、道教委の来庁時のほか、道教委への耐震化年次計画の提出の際、あるいは総合計画の実施計画見直しの際に検討し、市長部局とも協議をしてきたところであります。

次に、検討委員会の開催についてであります。適正配置計画の見直しに当たり、市民の意見を広く取り入れるために、市民14人で構成される小中学校適正配置計画検討委員会を設置し、初回の委員会を26年11月19日に開催いたしました。

次に、計画を策定した23年3月から昨年12月までの教育委員会の取り組みについてありますが、西小学校を耐震補強する場合、また改築する場合の工事方法、事業費などの検討に取り組んできたところでありますが、保護者、地域の方々との協議するところまでは至っていません。

また、教育委員会からの説明に対する保護者、地域住民の方々の理解についてであります。

保護者の方々に対する説明会については、中士別小学校、西小学校ともそれぞれ2回ずつ開

催させていただき、地域住民の方々に対する説明会はそれぞれ1回ずつ開催させていただいたところではありますが、保護者、地域住民の皆様には閉校という方向が十分には理解、納得されていない状況であると認識しております。4年前の計画策定から今回の説明会まで、地域に対し何らの働きかけもしてきませんでした。26年度の教育行政執行方針の中で適正配置計画の見直しを掲げたところであり、もっと早い段階で地域協議が必要であったと深く反省しております。

学校は児童・生徒の教育のために設置されている施設であり、児童・生徒にとって安心安全であるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見通した中で、よりよい教育環境を提供できる学級規模、学校規模を考慮した学校配置が必要であると考えます。今後の保護者、住民との話し合いにつきましては、きめ細かい対応に努めてまいる考えでありまして、更に時間をかけて閉校に伴う児童、そして保護者の不安の解消を図ることを最優先とするとともに、保護者、地域の皆様と共通の思いに立って、将来が展望できる適正配置計画の検討に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

まず一番最初に、時系列で御答弁をいただきたいということで、平成23年の計画策定から震災を経て、27年度末には全国的な小・中学校、学校施設の耐震化を終えたいという、その一連の流れはよく理解できております。ただ、それこそ計画策定した直後に震災が起きまして、その後いろいろ文科省とか道教委からも指導が入っていると思うのですけれども、その段階でなぜ閉校を含めた中での検討がされなくて、もしくはその地域に、例えば再検討していくことも含めて、その段階で僕は検討委員会を立ち上げるべきではなかったのかと思います。

それまで、23年の策定まで、本市においても、当然ですけれども検討委員会を開きながら地域の要望とか、そういうのを含めた中で策定をしてきた経緯はあります。ですので、そういった部分で、市民の方がまず納得し切れないという大きな要因になっていると思うのですよね、その辺はよく御理解をいただきたいと思います。

それで、先ほど総合計画等を見直す時に、再度学校についても見直しをしてきたという答弁があったと思うのですけれども、それは要するにいつごろだったのかというのはちょっと答弁がなかったの、それがいつごろだったのかということ、まずいただきたいのと、それと今回、11月19日に検討委員会が開催されたということですが、実際これ、地域説明会が行われる前には1回開かれたんですけれども、その中の内容では、学校をどういった形でこれから変えていこうという計画はされていないと地域説明会でお話があったと思うのですよね。地域の方からも、実際検討委員会を開いたけれども、そこで何も話をしていないものを、なぜ行政側から閉校を視野に入れた中、まず提案があるんだという、市民からすごい不信感が、いまだに残っていると思います。ですので、これから、どっちにしても結論を出していかなく

ればいけないとは思うのですけれども、ちょっと今いただいた答弁では具体的に歩み寄りというお話はありましたけれども、説明会でたくさん質問とか意見が出た中の部分、答弁した部分も納得していない部分が多いと思うのですよね。

それでその当初、3月いっぱい、26年度ですね、だから27年3月までに結論を出すというお話がありました、それは実際無理であろうというふうに思うのですけれども、これ実際ですね、仮に閉校のほうにしなければならなかった場合、当初28年度いっぱいというお話がありましたけれども、それは現状で丸2年しかないということで無理だと思うのですけれども、その辺は今、現段階でどうお考えなのかという部分を答弁いただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えをいたします。

今、議員から御指摘がありましたとおり、震災発生後、そういった形で見直しをしたのであれば、早い段階で適正配置の検討委員会を立ち上げて検討を始めるべきではなかったか、そして地域に対しての、そういった形での説明も十分ではなかったというふうなお話もいただいたところでございます。すぐに適正配置検討委員会を立ち上げなかった一つの要因としては、御承知のように、本年3月で温根別中学校が、当初の計画どおりに土別中学校に統合されると、できれば計画の見直しは、その温根別中学校の統合が終わった後にスタートしたいというふうな考えもあったわけですが、その中で、それでは少し文部科学省等からの耐震改修、あるいは閉校、統合等の部分での対応が遅いというふうな指摘もあって、26年度から取りかかるということになったわけでございます。その部分でもしっかりと検討委員会を立ち上げて、検討委員会で十分な論議をしないまま、地域の説明会に臨んだということに対して、教育委員会に対しての不信感も生まれたというようなお話でございましたが、しっかりと検討委員会でちょっと論議をしなかったという部分もあり、さまざまな部分が私どもの段取りを進めていく中で、手順の方法に間違いがあり、更にその27年3月までに結論をとというのが具体的な形で、それが表に出て、1つのめどとして掲げたものが具体的な形で出てしまったということでございます。今後更にその部分については、当然現状の地域との話し合いの中では3月に結論が出るというふうには考えてございませんので、更に御答弁申し上げたように、地域との話し合いを重ねて、じっくりと論議をしていきたいと、場合によっては29年をもってという部分についても、若干統合なりの時期がずれるということは、当然想定もされるというふうには思いますけれども、今後の検討委員会の中でも、あるいは地域との説明の中でも、しっかりと時間をかけて市民の皆さんの御意見をお聞きし、子供たちにとって本当にその環境で学習することがいいんだというふうにお子さんたちにも、あるいは保護者の方にも思っていたいただけるような計画づくりに向かって、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ありがとうございます。

今、温根別中学校が終わってからという部分も、当初あったんだというお話もありましたけれども、これは全然、教育長もおっしゃったとおり、これは無理な話だなと思うのですけれども、温根別中学校といえば、今日、村上議員も質問していましたけれども、スクールバスの件も、前回の2月25日に決定したと村上さんは話をしていましたけれども、統合になるのはずっと前にわかっていた話で、なぜ今年の4月から統合するのに、スクールバス決まるのが2月25日という、聞いただけで、これも遅いんじゃないのかなと思ったのですけれども、保護者とか関係している方の気持ちをもうちょっと理解していただかないと、やっぱり地域の方はわかっているものめませんというふうに言うてしまうものだと思うのですよね。

僕も実質、今、西小学校に子供が通っていますし、個人的な話になりますけれども、西小学校の同窓会長もやっていますけれども、あくまでも子供たちのためのものをつくろうというオープンな立場で物事を決めていかなければいけないと思うので、もうちょっとその辺の配慮をしていただきたいと思います。

ちなみに、今後の日程がずれ込むかもしれないというお話がありましたが、名寄も、今、西小学校はちなみに140名ぐらい児童数がいるということで、地域からも学校はへき地よりもずっと人数が多いのに、なぜ閉校なんだというお話もありました。名寄も同じ理由ですね、財政的な部分というのも多々あると思うのですけれども、27年度いっぱい豊西小学校が閉校になるということで、ここの学校は今、200人近くの児童数があるのですけれども、そこも6年ぐらいかけて、ずっと地域で話をしてきた中でやってきているはずなんですよね。

そうやって考えると、やはり2年で、あったものを覆すのに、なおさら2年でというのは、僕、これはもう全然お話にならないなというレベルだと思うので、その辺はちょっと今後御配慮いただきたいということと、あと、今、ちょっとお話した財政的な部分が地域に説明された理由でしたよね。そうすると、確かに今の教育委員会の制度の中では、教育委員会が設置とか統廃合の権限は持っています。ただ財源に関しては教育委員会は持っていませんから、あくまでも全庁的な、市の見解として、これはやはりこういういきさつになったという部分があるので、僕はここはやっぱり市長に出てきていただいて、地域に説明するというのが一番話がスムーズにいくのではないかなと思うのですけれども、その辺は市長の見解、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再々質問にお答えをいたしますけれども、今回の適正配置にかかわる問題については、ただいま教育長のほうからも再質問にお答えいたしましたけれども、まず検討委員会の開催の時期の問題ですね、前回の適正配置以降、今回については12月に即保護者の皆様方、地域の皆様方にお話をし、そして年明けて3月の閉校というお話でありますから、当然地域の皆様方も戸惑いがあったのも当然だと思いますね。

そういった意味では、教育長自身が教育執行方針の中で、平成26年度に適正配置計画の見直しについて協議をいたしますということを行っているわけでありますから、私どもは総合計画

の見直しなどの中でも十分に協議をさせていただいて、平成26年度の当初から保護者並びに住民の皆様方との協議に入っていく。それで、結論ありきではなくて、結論を導くためのプロセスというのはどんな場面でも必要でありますので、そのことをお話をしていたのでありますが、それが延びてしまったという経過であります。

そういったことで、再度仕切り直しということを含めて、しっかりと協議をしていくということで教育委員会も考えていますので、そういう立場で私どもも臨んでいきたいと思えます。

それと、財政問題でありますけれども、今、中期財政フレームもつくりまして、その以前から公共施設のマネジメント計画なんかについても、しっかりとしたものをつやぱり長期展望に立つてつくらなければならないという協議をしてまいりました。それで今回、新年度の予算に2カ年計画でそのことについても、議員の皆様方に御提案を申し上げます。

その以前から私どもは、人口減少社会における将来の公共施設のあり方というものについて協議をしてまいっています。そんな中で、特に合併しているまちでありますから、中学校はある程度の統合は将来的にやむを得ないとしても、小学校についてはやっぱり小さな子供たちでありますので、その地域で学び、中学、高校に進むというのが正しいあり方だなど、こういう考え方もありながら、小学校については一定の存続もしながら来ているわけではありますが、例えば中期的に将来の人口推計をしたときに、どんどん少子化社会になっていった中で、今学校の、例えば施設を20億円なりで建設したとしても将来どうなるのかと、そういった視点にも立ちながら、総合計画については一定の見直しも含めながら協議を進めてきているのが現状であります。

ただ、これについても、先ほど申し上げたとおり、例えば西小学校が統廃合なるという問題については十分地域の皆様方、保護者の皆様方、そして主役は子供でありますから、そういった方々の将来展望もしっかりした中での協議でありますので、そういう形で話し合いを進めていきたいと思うんでありますが、財政問題については今申し上げたとおり、そう豊かではありませんので、施設なんかについてはしっかりとコンパクトなものにしていくという考え方に立っていますので、それについてはまた財政フレーム、あるいはマネジメント計画の中でも、十分に皆様方と、あるいは市民の皆様方とも協議をしていきたいと、こういうふうに考えています。

（「地域には来られないということでもいいんですね」の声あり）

私は、別に地域に行くことを拒んでいるわけでは全くないのでありますが、まだ現段階で、例えば中士別にしても、西小にしても、これから具体的な話し合いが始まるという段階でありますので、今私が行って、いきなり財政的問題でこうでありますからこういう結論を出しますということはちょっと申し上げるような段階でないと思えますので、ただ、どんな場面でも出向いて、市民の皆様方の御意見を聞くことは決してやぶさかでない、このように考えています。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時35分散会）